

第 20 号

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成27年5月29日言渡され、同日送達された高松高等裁判所平成26年（ネ）第187号損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

平成 27 年 6 月 11 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 上告人兼上告受理申立人 徳島県
- 2 被上告人兼相手方

3 原 判 決 の 表 示

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人は、控訴人 に対し、2243万8103円及びこれに対する平成23年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人は、控訴人 に対し、2243万8103円及びこれに対する平成23年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その4を被控訴人の負担とし、その余を控訴人らの負担とする。
- (6) この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

4 上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し，更に相当の裁判を求める。

提案理由

高松高等裁判所平成26年（ネ）第187号損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立て（上告及び上告受理の申立て期間 平成27年6月12日まで）について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。